

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

寒川町長

公表日

令和4年10月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。</p> <p>事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>寒川町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付 ② 支給要件の審査 ③ 支給区分判定の審査 ④ 認定通知書、額改定通知書、却下通知書、支払通知書等の送付</p> <p>(公金受取口座を活用した給付の実施) 手当の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法 第9条 別表第一の第56の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二(26、30、74、75及び87の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第19条、第40条、第40条の2及び第44条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I-5②所属長	子ども青少年課長 天野 弘美	子ども青少年課長 宮崎 彰夫	事後	
平成31年1月18日	I-5①部署	子ども青少年課	子育て支援課	事後	
平成31年1月18日	I-5②所属長	子ども青少年課長 宮崎 彰夫	子育て支援課長 宮崎 彰夫	事後	
平成31年1月18日	IV リスク対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	子育て支援課長 宮崎 彰夫	子育て支援課長		
令和2年2月14日	5年経過前の評価の再実施				
令和2年2月14日	II-1 対象人数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和2年2月14日	II-2 取扱者数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和3年5月10日	I-7請求先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和3年5月10日	I-8連絡先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和3年6月22日	I-1②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。</p> <p>事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>寒川町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付 ② 支給要件の審査 ③ 支給区分判定の審査 ④ 認定通知書、額改定通知書、却下通知書、支払通知書等の送付</p>	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。</p> <p>事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金事務についても同様に行う。【令和4年3月31日終了】</p> <p>寒川町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付 ② 支給要件の審査 ③ 支給区分判定の審査 ④ 認定通知書、額改定通知書、却下通知書、支払通知書等の送付</p>	事前	
令和3年6月22日	I-3法令上の根拠	<p>・番号法第9条別表第一の第56の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条</p>	<p>・番号法第9条別表第一の第56の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条</p> <p>・口座登録法第10条(特定公的給付指定告示により指定された「令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金」事務)</p>	事前	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二(26、30、74、75及び87の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二(26、30、74、75及び87の項)	事前	
令和4年10月7日	I-1②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。</p> <p>事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金事務についても同様に行う。【令和4年3月31日終了】</p> <p>寒川町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付 ② 支給要件の審査 ③ 支給区分判定の審査 ④ 認定通知書、額改定通知書、却下通知書、支払通知書等の送付</p>	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。</p> <p>事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>寒川町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付 ② 支給要件の審査 ③ 支給区分判定の審査 ④ 認定通知書、額改定通知書、却下通知書、支払通知書等の送付</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	I-1②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。</p> <p>事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>寒川町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付 ② 支給要件の審査 ③ 支給区分判定の審査 ④ 認定通知書、額改定通知書、却下通知書、支払通知書等の送付</p>	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。</p> <p>事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>寒川町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付 ② 支給要件の審査 ③ 支給区分判定の審査 ④ 認定通知書、額改定通知書、却下通知書、支払通知書等の送付</p> <p>(公金受取口座を活用した給付の実施) 手当の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>	事前	
令和4年10月7日	I-3法令上の根拠	<p>・番号法第9条 別表第一の第56の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条</p> <p>・口座登録法第10条(特定公的給付指定告示により指定された「令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金」事務)</p>	<p>・番号法第9条 別表第一の第56の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条</p>	事後	
令和4年10月7日	I-4②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二(26、30、74、75及び87の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第19条、第40条及び第44条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二(26、30、74、75及び87の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第19条、第40条、第40条の2及び第44条</p>	事後	